

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター組織運営規程

平成30年11月12日

規程第70号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会組織規程（平成15年規程第2号）（以下「組織規程」という。）第18条第2項の規定に基づき、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター（以下「センター」という。）の組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(センター長)

第2条 センターにセンター長を置く。  
2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を総理する。  
3 センター長は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業実施規程（平成30年規程第82号）（以下「実施規程」という。）第7条第1項に規定するプログラムディレクターをもって充てるものとする。

(副センター長)

第3条 センターに副センター長を置くことができる。  
2 副センター長は、センター長の定めるところによりセンター長を補佐し、センター長に事故があるときは、センター長の職務を代理する。  
3 副センター長は、実施規程第7条第2項に規定するプログラムディレクター代理をもって充てるものとする。

(研究員)

第4条 センターに、複数の研究員を置くことができる。  
2 研究員は、センター長の定めるところにより分担して専門的業務を行う。  
3 研究員は、実施規程第7条第3項に規定するプログラムオフィサーをもって充てるものとする。

(事務組織)

第5条 センターに事務組織を置き、センターの運営に関する事務を処理させる。  
2 事務組織に事務長その他所要の職員を置き、研究事業部の職員をもって充てる。  
3 事務長は、センター長及び副センター長を助け、センターの運営に関する事務を統括する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成３０年規程第７０号）  
この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。